

令和6年2月27日
保健福祉政策部
保健福祉政策課

令和6年度新たに住民税非課税等となる世帯への給付及び定額減税しきれないと見込まれる者への調整給付の支給について

1 主旨

令和5年11月2日に国が閣議決定をした「デフレ完全脱却のための総合経済対策」を踏まえ、低所得者支援及び定額減税を補足する給付を実施する方針が示された。

これを受け、令和6年度新たに住民税非課税等となる世帯への給付及び定額減税しきれないと見込まれる者への調整給付の支給を実施する。

2 国が示す給付事業の概要

(1) 令和6年度新たに住民税非課税等となる世帯への給付

①支給対象者

- ア 基準日に住民登録のある、令和6年度住民税において、個人住民税均等割が非課税となった者のみで構成されている世帯の世帯主
- イ 基準日に住民登録のある、令和6年度住民税において、個人住民税所得割が非課税となった者のみで構成されている世帯であって、上記アに該当しない世帯の世帯主

※ア、イともに、以下に該当する世帯を除く。

- a) 住民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみからのなる世帯
- b) 令和5年度世田谷区重点支援給付金（住民税非課税世帯向け追加給付分及び住民税均等割のみ課税世帯分）の支給対象世帯

②支給額

1世帯あたり10万円

低所得世帯の子育て世帯への加算 加算対象児童（※）1人あたり5万円

※加算対象児童について

原則として上記支給対象者と基準日において同一世帯となっている18歳以下の児童。

- ・18歳に達する日以降最初の3月31日までの児童
- ・例外的に、申請により対象となる児童
→基準日以降に生まれた新生児、別世帯だが扶養している児童
- ・例外的に、確認書による確認により対象としない児童
→住民票を移していない施設入所児童

③実施主体

基準日時点の住民票所在市町村（特別区を含む）

④基準日

別途通知予定

(2) 定額減税しきれないと見込まれる者への調整給付

①支給対象者

定額減税可能額が、令和6年に入手可能な課税情報をもとに把握された当該納税者の「令和6年分推計所得税額」（令和5年分所得税額）または「令和6年度分個人住民税所得割額」を上回る者

(参考)

定額減税可能額：所得税分 $= 3 \text{万円} \times \text{減税対象人数}$

個人住民税所得割分 $= 1 \text{万円} \times \text{減税対象人数}$

減税対象人数：納税者本人＋同一生計配偶者＋扶養親族の数

扶養親族：16歳未満扶養親族を含む

②支給額

ア＋イの合算額（合算額を万円単位に切り上げる）

ア 所得税分定額減税可能額－令和6年分推計所得税額（令和5年分所得税額）

イ 個人住民税所得割分減税可能額－令和6年度分個人住民税所得割額

※ア、イともに0より小さい場合は0とする。

※令和6年度分所得税額及び令和6年度分個人住民税所得割額が確定した後、給付額に不足があることが判明した場合には、追加で給付する。

③実施主体

住民税課税市町村（特別区を含む）

④実施主体決定日及び事務処理基準日

実施主体決定日 令和6年1月1日

事務処理基準日 別途通知予定

3 区における給付の進め方

(1) 令和6年度新たに住民税非課税等となる世帯への給付

国からの通知が発出され次第、令和6年6月上旬に決定される令和6年度住民税情報をもとに、速やかに事務を進める。

(2) 定額減税しきれないと見込まれる者への調整給付

国からの通知が発出され次第、令和6年に入手可能な課税情報をもとに、速やかに事務を進める。

4 各給付の支給額当及び事務経費（見込み）※全額国負担

事業費は以下を見込み、令和6年第1回定例会（第6次補正予算）に提案する。

	令和6年度新たに住民税非課税等となる世帯への給付	定額減税しきれないと見込まれる者への調整給付
対象者数	約40,000世帯 【こども加算分】 約2,800世帯(約4,000人)	給付対象となる納税義務者数 約200,000人 扶養親族を含んだ給付対象者 約270,000人
支給合計額	約42億円	約55億円
事務経費	約7億1千万円	

※定額減税しきれないと見込まれる者への調整給付の対象者数については、国の交付額算定の計算式に基づき算定

5 今後のスケジュール（予定）

令和6年2月 令和6年第1回定例会へ補正予算案提案

※国から通知が発出され次第速やかに事務を進める。

6 その他

定額減税は、令和5年12月22日に閣議決定された「令和6年度税制改正の大綱」において実施することとされており、関係する税制改正法案が成立した場合には、令和6年6月から実施されることとなっている。

7 参考資料

令和6年2月6日付福祉保健常任委員会報告資料

「令和5年度世田谷区価格高騰重点支援給付金（住民税均等割のみ課税世帯分及び低所得者の子育て世帯への加算分）の支給について」

令和6年2月6日
保健福祉政策部
保健福祉政策課

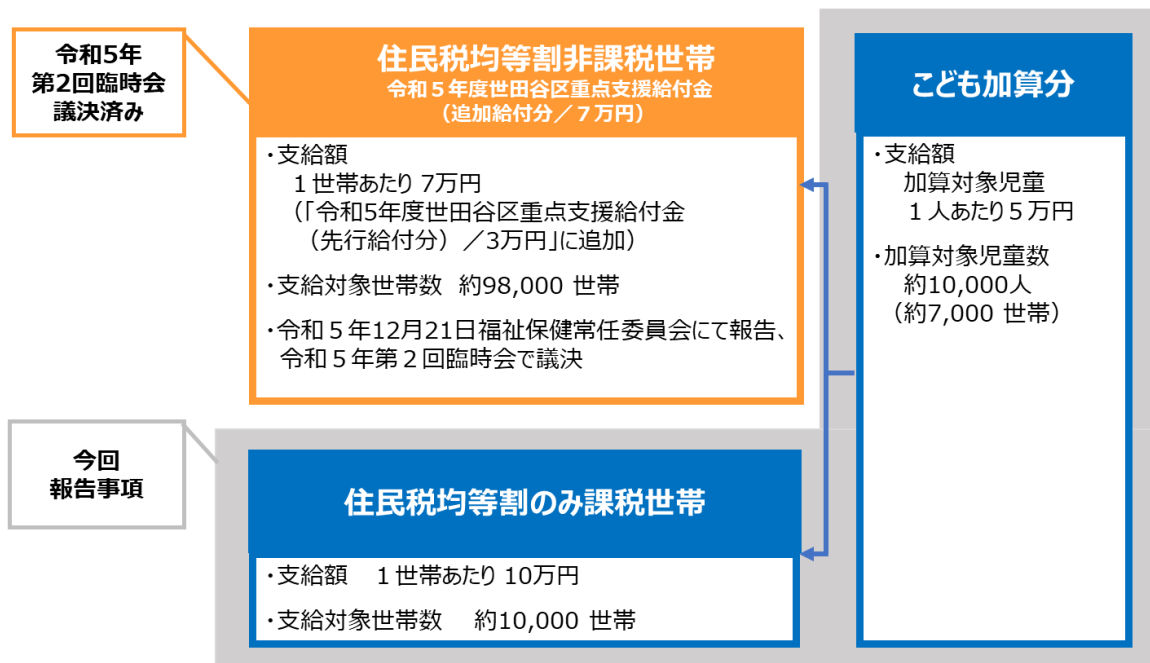
令和5年度世田谷区価格高騰重点支援給付金（住民税均等割のみ課税世帯分及び低所得者の子育て世帯への加算分）の支給について

1 主旨

令和5年11月2日に国が閣議決定をした「デフレ完全脱却のための総合経済対策」を踏まえ、低所得者支援及び定額減税を補足する給付を実施する方針が示された。

これを受け、令和5年第2回臨時会で議決された住民税非課税世帯を対象とする「令和5年度世田谷区重点支援給付金（追加給付分／7万円）」（以下、「追加給付分」という。）に加え、住民税均等割のみ課税世帯分及び低所得者の子育て世帯への加算分（以下、「こども加算分」という。）の支給を実施する。

【各給付金の説明図】



2 事業概要

(1) 均等割のみ課税世帯への支給

① 支給対象世帯

以下の全ての要件を満たす世帯

- ア 令和5年12月1日に世田谷区に住民登録があること
- イ 世帯全員の令和5年度分の住民税所得割が非課税であること
- ウ 世帯に令和5年度分の住民税均等割が課税されている方を含むこと
- エ 住民税均等割が課税されている方の扶養親族等のみで構成される世帯ではないこと
- オ 租税条約による住民税の免除を届け出ている方がいないこと
- カ すでに他の自治体から世帯主として同趣旨の給付金を受給した方を世帯に含まないこと

②支給対象世帯数（見込み）

10,000世帯

③支給額

1世帯あたり10万円

④支給方法

ア 区から世帯主に対し確認書を送付（※）

イ 支給要件を満たすことなどを本人が確認書上で確認・署名し、口座を記入して返送

ウ 区は、返送された確認書の内容を速やかに確認し、指定された口座に支給

※税の申告内容の変更により住民税非課税世帯となった場合など、区において対象該当であることを把握できない場合は、本人からの申出により申請書を送付する。

(2) こども加算分の支給

①支給対象世帯

追加給付分及び上記(1)均等割のみ課税世帯の対象要件を満たす世帯のうち、令和5年12月1日時点で加算対象となる児童と生計を同一にする世帯。

《加算対象となる児童の範囲》

- ・基準日において同一世帯となっている平成17年4月2日以降生まれの児童
- ・基準日以降に生まれた新生児
- ・基準日において別世帯だが扶養している平成17年4月2日以降生まれの児童

※上記に該当する場合でも、住民票を移していない施設入所児童にあたる場合は加算対象とならない。

②加算対象児童数（見込み）

10,000人（7,000世帯）

③支給額

加算対象児童1人あたり5万円

④支給方法

ア 追加給付分についてプッシュはがきにて支給済みの世帯のうち、こども加算分の支給対象世帯の場合

(ア) 区から世帯主に対し、支給のお知らせを送付

(イ) 指定する期限までに、支給要件非該当の連絡又は受給拒否の意思表示がない世帯主に対して、把握済みの口座にプッシュ支給

イ 追加給付分について確認書送付対象世帯のうち、こども加算分の支給対象世帯の場合

追加給付分の確認書送付時にこども加算分の支給に関する文書を同封し、追

加給付分の支給と同時に手続きを実施する。

ウ 均等割のみ課税世帯分の対象世帯のうち、こども加算分の支給対象世帯の場合
上記(1)均等割のみ課税世帯への支給にかかる確認書にこども加算分の支給に関する内容を含め、均等割のみ課税世帯への支給と同時に手続きを実施する。

※基準日において別世帯だが扶養している平成17年4月2日以降生まれの児童等のうち区において対象該当であることを把握できない場合は、本人からの申出により申請書を送付する。

(2) 予算額

事業費は以下を見込み、速やかに給付金を支給するために、令和6年1月19日地方自治法第179条第1項の規定に基づく専決処分を行った。

補正予算	1, 542, 117千円
(内訳) ①給付金	1, 500, 000千円
②事務経費	42, 117千円

※全額国負担

3 今後のスケジュール (予定)

令和6年2月9日	追加給付分の確認書送付 (【A-①】世帯含む)
2月末頃	対象世帯【A-②】世帯へプッシュはがきの送付 対象世帯【B】へ申請書送付
3月中旬以降	対象世帯【A-①】【B】へ順次支給開始
3月下旬	対象世帯【A-②】へ順次支給開始
4月末日	申請期限【A-①】【B】すべて (※)
6月末日	支給決定期限 (※)
7月中旬	実績報告 (※)

※申請期限や支給決定期限等については、今後国から発出予定の通知に従う。

<支給対象世帯 発送スケジュール別区分>

【A-①】 追加給付分のこども加算分の支給対象世帯
(追加給付分について確認書送付対象世帯)

【A-②】 追加給付分のこども加算分の支給対象世帯
(追加給付分についてプッシュはがきにて支給済みの世帯)

【B】 均等割のみ課税世帯 (こども加算分含む)

4 その他

低所得者支援及び定額減税を補足する給付を実施する方針の中で令和6年度の給付開始を目指すとして新たに住民税非課税等となる世帯への給付 (こども加算分含む) や、定額減税しきれないと見込まれる方への調整給付については、令和5年度最終補正予算に計上を予定している。今後国から発出される通知を確認し、事務を進めていく。